

地域防災計画（地震災害対策計画編）の改訂について

1 改訂概要

(1) 背景

現行計画は、地震被害想定の変更や東海地震事前対策計画から南海トラフ地震防災対策推進計画への変更を主な変更点とする改訂を令和元年度に行いました。

その後、災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定などがあり、上位計画である国の防災基本計画も令和3年5月に修正され、神奈川県地域防災計画も今年度改訂する予定です。

そこで、それら上位計画の改訂に合わせ、本市としても改訂するものです。

(2) 主な変更点

上記背景に基づき改訂素案を事務局でとりまとめ、令和3年(2021年)7月30日付横浜市危第25号で本市防災会議委員の皆様へ意見照会を行い、頂いたご意見を踏まえてパブリック・コメント手続を行い、改定案を示しております。

その主な変更点は次の通りです。

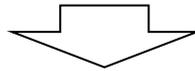
①災害対策基本法等の改正に伴う内容の反映

令和3年5月20日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されるなどの改正がありました。

この改正を受け警戒情報の発令基準など、関連する記述を修正します。

第3部第5章第2節 避難の勧告及び指示の発令 (1) 発令基準 【現行】

種別	概要
避難勧告	○気象庁が大津波警報(特別警報)・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合
避難指示(緊急)	避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合



第3部第5章第2節 避難指示の発令 (1) 発令基準 【改訂案】

種別	概要
避難指示	○気象庁が大津波警報(特別警報)・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合

また、令和3年5月20日に災害対策基本法施行規則が改正され、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」も改定されたため、福祉避難所の公示などについて次のとおり追記します。

第2部第3章第3節 福祉避難所

【改定案】

福祉部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（以下、福祉避難所）を関係部局と連携し整備する。

また、令和3年5月の災害対策基本法施行規則改正を踏まえ、福祉避難所の指定・公示などについて検討を進める。

追記

②新型コロナウイルス感染症予防対策の記載

新型コロナウイルス感染症予防対策として、非常用持ち出し品にマスク、手指消毒薬、体温計などの感染症対策品を追加するとともに、避難所の運営に関して感染拡大を防止する避難者の過密抑制に資する資機材の整備や「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」についてなど、関連する記述を追加します。

③文言修正

前回改訂以降の組織改正に伴う名称変更や意見照会で頂いたご意見を反映するなど、関連する事項について記載内容を修正します。

2 パブリック・コメント手続実施結果

(1) 期間

令和3年11月10日（水）～令和3年12月1日（水）

(2) 結果

提出された意見等はありませんでした。